

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	業務継続計画	<p>【目的】 大規模な災害が発生した際に、発災時に適切な業務執行を行うことができるようにすることを目的とする計画。</p> <p>【内容】 ・原則として、花巻市地域防災計画にならない、行政自らも被災した場合に、優先的に実施すべき業務、業務の体制や対応手順、継続的に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておくもの。</p> <p>【区分】 実施計画</p>	対象外		花巻市地域防災計画の下に位置付けられている計画であり、市役所内部の業務執行体制や対応手順を決める計画であるため。
2	花巻市災害等による被害者に対する市税の減免等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 個人住民税に係る「控除対象配偶者」の定義変更に伴う規定の整備</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 平成31年1月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法律改正施行日 平成29年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
3	花巻市新事業創出基盤施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 研究開発型企業、新規事業を展開する企業を育成し、雇用の確保を図るほか、特色ある新事業の創出と地域産業の発展を図る。</p> <p>【内容】 ・花巻市新事業創出基盤施設（花巻市起業化支援センター・花巻市賃貸工場・花巻市ビジネスインキュベータ）の管理を指定管理者制度に移行するにあたり、文言の追加など必要な事項を定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであるため。
4	花巻市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市による戸別浄化槽の設置、維持管理等の適正を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。</p> <p>【内容】 ・市設置型から個人設置型へと浄化槽整備方針を見直すことから、条例の一部を改正する。（個人設置型での整備については、花巻市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱による。） ・条例の名称を花巻市戸別浄化槽の管理等に関する条例と改める。 ・市設置型による浄化槽の整備及び個人からの浄化槽の寄附を削除する。 ・市設置型により整備した浄化槽及び個人から寄附を受けた浄化槽の譲与について新設する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		市民ニーズに対応した利便性の高い浄化槽整備を実現するとともに、浄化槽の効率的な普及促進を図るものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市営住宅等条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 住宅を所有していないなど住宅困窮者へ優良な住宅を提供するため。</p> <p>【内容】 災害公営住宅の追加</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 平成30年10月</p>			災害公営住宅を追加しようとするものであるため。
6	花巻市公園施設長寿命化計画	<p>【目的】 花巻市が管理する公園等施設を対象に、老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として策定する計画。</p> <p>【内容】 ・対象とする公園の設定 ・予備調査（施設分類…予防保全型管理と事後保全型管理） ・健全度調査・健全度及び緊急度判定 ・長寿命化基本方針、日常的維持保全の基本方針、施設分類ごとの長寿命化対策の実際の検討、対策費算出、ライフサイクルコスト縮減効果算出</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成31年度から5年間</p>			公園の一部を構成する施設の維持にかかる技術的かつ部分的な事項を定める計画であるため。
7	花巻市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める。</p> <p>【内容】 ・主任介護支援専門員更新研修修了者に係るみなし規定の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 制定日と同日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令 ②法令改正施行日 平成30年4月1日</p>			法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
8	花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 ・10月より新たに始まる中学生、高校生等の医療費助成に関する事務を、市独自の個人番号利用事務として別表第1及び第2に追加することにより、将来的に他市町村との情報連携が可能な環境を整え、受給者の申請手続きの負担軽減を図ろうとするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 平成30年10月1日</p>			将来的に他市町村との情報連携が可能な環境を整え、受給者の申請手続きの負担軽減を図ろうとするものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付することにより、これらの者の健康保持と福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 所得税法の一部改正及び中学生、高校生等の医療費助成事業が新たに始まることに伴い、受給者の制限に関する規定について、所要の改正を行うもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 公布の日から （ただし、一部の改正規定は、平成31年8月1日より適用）</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 所得税法等の一部を改正する等の法律 ②法律改正施行日 平成30年1月1日</p>	対象外		引用法令の一部改正及び新たな医療費助成事業の開始に伴い、所要の改正（字句の整理及び事業間の基準の統一化）を行うものであるため。
10	花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ・代替保育の提供に係る連携施設の基準変更 ・家庭的保育者の食事の提供に係る搬入施設の基準変更及び家庭的保育者の自園調理に係る経過措置の延長</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであるため。
11	花巻市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市長及び市議会議員の選挙における選挙運動に係る費用を無料（公費負担）にするもの。</p> <p>【内容】 ・市議会議員選挙の選挙運動にかかるピラを無料で作成することができるようにするもの（現在は市長選挙のみ無料となっているもの。）</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 平成31年3月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 公職選挙法 ②法令改正施行日 平成31年3月1日</p>	対象外		公職選挙法の一部改正により、市の議会議員選挙においてピラの作成が可能となったこと及び市が条例で定めた場合は、ピラを無料で作成することができることとなったことに伴うもので、公費で負担する金額等は、公職選挙法施行令に準じて決定するものであるため。